

令和8年度 一般廃棄物処理実施計画

令和8年4月1日

新 居 浜 市

目 次

1	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1
(1)	計画区域	1
(2)	計画期間	1
(3)	令和8年度一般廃棄物の発生量及び処理量見込み、処理施設	1
(4)	特定家庭用機器廃棄物の荷下ろし場所及び品目	1
2	排出抑制、資源化推進の計画	2
(1)	ごみの適正処理の啓発、広報活動	2
(2)	生ごみ処理容器等設置補助事業の推進	2
(3)	生ごみたい肥化講習会、物品管理	2
(4)	資源ごみの集団回収の奨励	2
(5)	ごみ減量の取組	2
(6)	家庭ごみの一部有料化後の検証	3
(7)	事業系一般廃棄物の適正処理の促進	3
(8)	使用済小型電子機器等の再資源化の促進	3
(9)	有価物の売却	3
3	家庭系一般廃棄物（ごみ）の排出場所及び収集・運搬計画	4
(1)	排出場所	4
(2)	収集・運搬計画	4
4	し尿・浄化槽汚泥の処理等	6
(1)	収集回数及び収集方法	6
(2)	処理施設	6
(3)	浄化槽設置整備事業	6
(4)	収集区域	7
5	一般廃棄物の処理主体及び処理方法	8
(1)	一般家庭から排出される一般廃棄物	8
(2)	事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び産業廃棄物	9
(3)	ごみ処理手数料	10
6	一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可	11
(1)	新規許可停止	11
(2)	変更許可による収集運搬車両増車の原則停止	11

1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) 計画区域

新居浜市全域

(2) 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 令和8年度一般廃棄物の発生量及び処理量見込み、処理施設

一般廃棄物の種類	発生量及び処理量 (t)	処理施設 (処理方法)
燃やすごみ	29,368	清掃センター (焼却)
プラスチック製容器包装	887	清掃センター (圧縮・梱包)
びん	629	清掃センター (保管)
缶	168	清掃センター (圧縮)
不燃ごみ	291	清掃センター (選別)
小型家電	228	清掃センター (選別)
前処理破砕ごみ	408	清掃センター (破砕)
大型ごみ	1,987	清掃センター (破砕)
有害ごみ	36	清掃センター (保管)
下水清掃汚泥	360	最終処分場 (埋立)
ペットボトル	214	清掃センター (圧縮・梱包)
古紙類	1,096	古紙業者 (資源化)
布類	31	布類業者 (資源化)
その他	172	最終処分場 (埋立)
合計	35,875	
し尿	11,063	下水処理場
浄化槽汚泥	14,776	下水処理場
合計	25,839	

(4) 特定家庭用機器廃棄物の荷下ろし場所及び品目

ア 荷下ろし場所

事業所名	住所
四国西濃運輸株式会社新居浜営業所	西条市飯岡字杉ノ木1370番地
金生運輸株式会社	四国中央市川之江町4121番地9

イ 品目

テレビ (ブラウン管、液晶、プラズマ、有機EL)	冷蔵庫・冷凍庫
エアコン (室外機を含む)	洗濯機・衣類乾燥機

2 排出抑制、資源化推進の計画

(1) ごみの適正処理の啓発、広報活動

ごみ分別辞典及びごみカレンダーの配布、市政だより、ホームページ等により、分別の徹底、ごみの適正処理の啓発、広報活動を行う。

(2) 生ごみ処理容器等設置補助事業の推進

生ごみ処理容器等設置補助事業を推進し、家庭での生ごみの堆肥化及び減量化を図る。

生ごみ処理容器等設置補助予定基数

種 類	基 数	補助金額
コンポスト	25	3,000円を上限に購入価格の2分の1
密閉式容器	10	
電気式生ごみ処理機	20	20,000円を上限に購入価格の2分の1

(3) 生ごみたい肥化講習会、物品管理

家庭での生ごみたい肥化を推進するため、生ごみたい肥化講習会を開催する。また、廃棄物対策課窓口にて、ダンボールコンポストをはじめとする生ごみたい肥化資材を物品管理する。

(委託事業)

ダンボールコンポスト物品管理予定数

講習会	70個
廃棄物対策課窓口	300個

(4) 資源ごみの集団回収の奨励

資源ごみの集団回収を奨励し、ごみの再資源化・減量化を推進する。

資源ごみ集団回収推進事業

団体数 158団体

資 源 化 物	回収量 (トン/年)	奨励金単価
古 新 聞	403	2円/キログラム
その他古紙類	488	2円/キログラム
古 布 類	6	2円/キログラム

(5) ごみ減量の取組

ア 不用品伝言板の設置によりリユースを推進する。

イ 店頭回収、リユースショップ等の登録制度「にいほま3Rネットワーク」の周知・拡大を進め、リユース・リサイクルを推進する。

ウ イのほか、(株)ありがとうサービスと連携した「エコ広場」、「清掃センター不用品リユース事業」、「衣類等回収ボックスの設置」、(株)マーケットエンタープライズと連携した「おいくら」の検証・広報をしながら、民間事業者と連携した3Rの取組の拡充を図る。

エ 不用となった衣類の拠点回収

オ 使用済み天ぷら油の拠点回収

カ レジ袋削減協定によるレジ袋の無料配布中止

キ にはま食品ロス削減推進計画（令和５年３月策定、令和８年３月「新居浜市ごみ処理基本計画」改定に合わせ見直しを行い同計画に盛り込み済）に基づき、食品ロスの削減を推進する。

ク にはまプラスチック資源循環戦略（令和５年３月策定、令和８年３月「新居浜市ごみ処理基本計画」改定に合わせ見直しを行い同計画に盛り込み済）に基づき、プラスチックの３Ｒ等を推進する。

（６）家庭ごみの一部有料化後の検証

家庭ごみの減量化・再資源化を図るため、令和４年１０月に開始した「家庭ごみの直接搬入と大型ごみ戸別収集の有料化」のごみ量等を検証し、次なる減量化・再資源化策を検討する。

（７）事業系一般廃棄物の適正処理の促進

事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量、再資源化、分別の方法及び適正処理等について、指導を行う。

（８）使用済小型電子機器等の再資源化の促進

搬入された大型ごみ・不燃ごみからピックアップにより選別を行い、小型家電リサイクル法に基づき、認定事業者に引き渡す。

（９）有価物の売却

処理施設に搬入された廃棄物のうち、金属類については選別後、古紙類については圧縮・梱包後、有価物として引取業者に売却し、再生資源としての有効な利用の確保を図る。

3 家庭系一般廃棄物（ごみ）の排出場所及び収集・運搬計画

(1) 排出場所

家庭系一般廃棄物を排出するに当たっては、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の規定により、廃棄物の種類ごとに適正に分別し、指定された排出日及び排出方法を遵守し、ごみステーションに排出すること。ごみステーションは次のとおりとする。

ア 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条第1項に規定するごみステーションは、新居浜市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱で定めるところにより、市長がごみステーションとして設置を認めた場所とする。

イ 市長は、ごみステーションにおいて、看板その他の方法により、その場所がごみステーションであることを表示するものとする。ただし、対象が燃やすごみに限られているごみステーションである場合、表示が困難である場合は、この限りでない。

ウ 市長は、ごみステーションの位置を地図上に明示し、一般の閲覧に供するものとする。

エ アからウまでに定めるもののほか、看板の様式、地図の閲覧方法その他ごみステーションに関し必要な事項は、新居浜市ごみステーション要綱において定める。

※ごみステーションを管理する自治会に対し、ごみ収集ボックスやごみステーション監視カメラの設置に対する補助及び交付金制度により支援を行う。（令和3年度から実施）

(2) 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

新居浜市全域

イ 収集回数及び収集方法

廃棄物の種類	収集頻度	収集方法	
燃やすごみ	週2回	袋収集	ステーション方式
プラスチック製容器包装	週1回	袋収集	ステーション方式
ペットボトル	月2回	ネット収集	ステーション方式
びん	月2回	コンテナ収集	ステーション方式
缶	月2回	ネット収集	ステーション方式
古紙類	月2回	裸収集	ステーション方式
布類	月1回	袋収集	ステーション方式
不燃ごみ	月1回	袋収集	ステーション方式
有害ごみ	年3～4回	コンテナ収集	ステーション方式
大型ごみ	随時	有料シール貼付	戸別収集方式

※袋収集：指定袋なし。45リットルを上限とする。透明・白色半透明の袋を使用。

※大型ごみ：日常生活で発生するごみのうち、原則30センチメートルを超えて180センチメートル以下のもので、市の施設で処理ができるもの

1回につき10点までを限度とする。

次回申込みは、申込日から2か月を経過後、かつ収集日の翌日以降に申込みができる。

（10点のうちタンス等の箱もので1辺が1メートル以上の物、学習机、ベッド、ベッド用マットレス、自転車は、3点までとする。）

屋外の回収しやすい場所に排出する。（集合住宅は1階に排出する。）屋外への排出が

できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

※引っ越しや遺品整理などの一時多量ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼、又は、施設へ直接搬入

※市の施設で処理をしない処理困難物は、販売店や専門業者に相談又は一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼

※ごみステーションへの排出が困難な高齢者の単身世帯等を対象に大型ごみ以外のごみについて、週1回戸別収集（ふれあい収集）を実施する。収集日については、川東が火曜日、川西が水曜日、上部が木曜日とする。

ウ ごみ収集及び施設休業日

5月5日、8月14日・15日、9月21日、10月17日・31日、11月3日・23日、12月31日、1月1日・2日、2月11日及び各月の第2日曜日以外の日曜日は休業とする。ただし、下水清掃ごみ等特に認めたときは、この限りでない。

また、12月を除いて、清掃センターは、毎月29日以降は施設点検のため自己搬入不可とする（燃やすごみは除く。）。

更に、10月の最終週の土曜日は一斉清掃の日とし、ごみ収集及び施設は休業とする。受付時間は、8時30分から16時までとする。

エ 中間処理施設の概要

名称：新居浜市清掃センター

所在地：新居浜市観音原町乙122番地の1

(ア) 焼却施設

	焼却設備	可燃物処理設備
処理能力	67 t / 日 × 3 炉	2.85 t / 5 h
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉	縦型切断式

(イ) 粗大ごみ処理施設

	衝撃破碎設備	せん断破碎設備
処理能力	40 t / 5 h	20 t / 5 h
処理方式	衝撃破碎式	剪断回転式

(ウ) リサイクル推進施設

	プラスチック製容器包装	不燃ごみ	資源ごみ（缶）	ペットボトル
処理能力	6.4 t / 5 h	4.9 t / 5 h	2 t / 5 h	1.2 t / 5 h
処理方式	圧縮・梱包	手選別	機械選別・圧縮	手選別・圧縮

(エ) 資源ごみ（びん）保管施設

	びん（無色、茶色、その他の色）
保管容量	53 m ³ × 3 か所

オ 最終処分場の概要

名称	新居浜市最終処分場
所在地	新居浜市菊本町二丁目817番2地先
埋立面積	24,000 m ²
埋立容量	363,116 m ³
残余容量	325,132 m ³ （令和8年2月末現在）
遮水方式	（底面部）不透水性地盤（側面部）遮水鋼矢板

水処理方式	公共下水道による汚水処理
-------	--------------

4 し尿・浄化槽汚泥の処理等

(1) 収集回数及び収集方法

廃棄物の種類	収集回数	収集方法
し尿	概ね月1回	各戸収集方式
浄化槽汚泥	年1回以上	各戸収集方式

※新居浜市全域のし尿収集は、許可業者、収集委託業者で行う。

(2) 処理施設

新居浜市下水処理場による共同処理

し尿・浄化槽汚泥処理能力 85トン/日

(3) 浄化槽設置整備事業

ア 内容

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業計画に定められた予定処理区域外において、自らが居住する住宅の水洗化のための合併処理浄化槽設置費用の一部を補助する。

イ 補助金額

1. 人槽区分	2. 限度額
5人槽	332,000円 (532,000円)
7人槽	414,000円 (614,000円)
10人槽	548,000円 (748,000円)
既存単独処理浄化槽の撤去	150,000円
既存汲み取り便槽の撤去	120,000円
既存単独処理浄化槽又は既存汲み取り便槽からの転換における宅内配管工事	330,000円

※単独処理浄化槽からの転換の場合は括弧書きのとおり、各人槽区分の限度額に一律200,000円加算したものを限度額とする。

(4) 収集区域

し尿収集業者

	地 区	業 者	困難地区	
あ	阿島 一丁目～四丁目	企業	●	
	一宮町	企業		
	泉池町	企業		
	泉宮町	企業		
	磯浦町	企業	●	
	上原	企業		
	宇高町	企業	●	
	江口町	四国		
	王子町	企業		
	御蔵町	三ツ石 上記以外	四国	
	落神町	企業	●	
	大島	村上		
	大生院	企業	●	
	か	上泉町	企業	●
観音原町		企業		
菟本町		企業		
喜光地町		一丁目	企業	
		二丁目1・2番	企業	
		二丁目3番～	四国	
岸の上町		企業		
北内町		四国	●	
北新町		企業		
清住町		企業		
楠崎		一丁目(旧郷番地線路北)	企業	●
		二丁目(旧郷番地線路南)	企業	
久保田町		企業		
黒島		一、二丁目	企業	●
神郷	企業	●		
郷	一、二、三、五丁目	企業	●	
	四丁目	泉		
河内町	四国			
光明寺町	企業			
国領	一丁目	四国		
寿町	泉			
さ	坂井町	一、三丁目	企業	
		二丁目	泉	
	西達寺町	企業	●	
	沢津町	企業		
	桜木町	企業	●	
	新須賀町	企業	●	
	新田町	企業		
	東雲町	一丁目、二丁目	泉	
		三丁目	企業	
	庄内町	一、二、三、五、六丁目	泉	
		四丁目	企業	
	下泉町	企業	●	
	繁本町	企業		
	城下町	企業		
蔭場町	企業	●		
清水町	企業			
七宝台町	企業			
角野新田町	四国	●		
角野番地	泉			
瀬戸町	泉			
惣開町	企業			
た	大永山	出口集落	企業	
		その他	四国	
	高田	企業	●	
	田の上	企業	●	
	田所町	泉		
	高木町	企業		

	地 区	業 者	困難地区	
た	滝の宮町	企業		
	高津町	企業		
	種子川町	四国		
	立川町(山)	四国	●	
	多喜浜	一、二、三、五、六丁目	企業	
		四丁目10番(唐津山)	共同	●
		四丁目上記以外	企業	
	土橋	企業		
	徳常町	企業	●	
	外山町	企業		
栗田	企業	●		
な	中須賀町	企業		
	中村松木	企業	●	
	中筋町	四国		
	中村	企業	●	
	中萩町	企業		
	中西町	四国		
	長岩町	企業		
	西原町	企業		
	西の土居町	一丁目	企業	●
		二丁目	四国	
	西町	企業		
	西喜光地町	企業		
	西泉町	企業		
	荷内町	企業	●	
萩生	企業	●		
は	八幡	一丁目	企業	
		二丁目	泉	
		三丁目2・3・10番	企業	
		三丁目上記以外	四国	
	垣生	企業	●	
平形町	泉			
船木	国領、11号線より北	関ノ戸、上原、上池田	企業	
		下池田、旭自治会	四国	
	林の端、下原、長野	長川、その他	●	
		元船木、高祖、大久保	泉	
	道園、坂ノ下、松の端			
	客谷川以南			
	別子山	共同		
星越町	四国			
星原町	企業			
本郷	企業			
ま	政枝町	企業	●	
	松神子	企業		
	又野	一丁目～三丁目	企業	
	前田町	企業	●	
	松木町	企業	●	
	松原町	企業	●	
	松の木町	企業		
	南小松原町	企業		
	港町	企業		
	宮西町	企業	●	
	宮原町	四国	●	
	や	八雲町	泉	
	山田町	企業		
	山根町	1～4番	企業	
上記以外		四国		
横水町	四国	●		
吉岡町	四国			
わ	若水町	企業		

※困難地区とは

し尿の収集が道幅等の影響で通常の2トン車が通れなかったため、軽車両にて汲取りする箇所を指す。

<許可>

- ① 新居浜清掃企業(株)
- ② (有)四国衛生社
- ③ (有)泉

<委託>

- 困難地区及び別子山地区
- ◆共同企業体
(新居浜清掃企業内に設置)
- 大島地区のみ
- ◆村上産業

5 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分等	
		処理主体	処理方法	主体	方法
燃やすごみ	市（委託）排出者	市（直営・委託）	焼却	市（直営・委託）及び民間（委託）	焼却灰は埋立
プラスチック製容器包装	市（委託）排出者	市（直営・委託）	圧縮梱包	容器包装リサイクル法で定める指定法人	資源化
ペットボトル	市（委託）排出者	市（直営・委託）	圧縮梱包	独自ルート	資源化
びん	市（委託）排出者	市（直営・委託）	色別保管 （無色、茶、その他）	容器包装リサイクル法で定める指定法人	資源化
缶	市（委託）排出者	市（直営・委託）	選別圧縮 アルミ缶、スチール缶	再生資源業者	資源化
不燃ごみ	市（委託）排出者	市（直営・委託）	選別又は破碎し、 金属は回収資源化、可燃物は焼却	市（直営・委託）	不燃物は埋立
小型家電	市（委託）排出者	市（直営・委託）	選別後、認定事業者 に売却	小型家電リサイクル法で定める認定事業者	資源化
古紙類	市（委託）排出者	古紙業者（売却）	資源化	再生資源業者	資源化
布類	市（委託）排出者	布類業者（売却）	資源化	再生資源業者	資源化
大型ごみ	市（委託）排出者	市（直営・委託）	破碎・切断後、 金属は回収資源化、可燃物は焼却	市（直営・委託）	不燃物は埋立
有害ごみ	市（委託）排出者	市（直営・委託）	保管	民間処理業者	資源化
し尿	許可業者 市（委託）	市下水処理場 し渣は清掃センター	公共下水道との 共同処理、 し渣は焼却	市（直営・委託）	し渣の焼却 灰は埋立
浄化槽汚泥	許可業者				
下水清掃汚泥	土地改良区 自治会等	—	—	市（直営・委託）	埋立

※ごみについては、市が主体として収集・運搬するものは、日常生活に伴い排出されるものに限るものとし、引っ越しごみ、遺品整理などにより一時的に多量に発生したごみの収集・運搬の主体は、許可業者又は自己搬入とする。

※令和4年10月から、家庭系一般廃棄物の自己搬入及び大型ごみ戸別収集は有料となった。

- ただし、自治会などによるボランティア清掃、火災などの被災により出たごみなど、自身の責によらないごみ等の搬入は、申請に基づき手数料免除の対象とするものがある。
- ※土石類、コンクリートブロック、コンクリートくず、れんが、瓦、スレート、建設廃材に該当するガラス・陶磁器くず、その他これらの品目に類似するものは最終処分場への「自己搬入ごみ」とする。また、「木の根・株」は、長さ150センチメートル以下、直径25センチメートル以下の大きさにし、土砂を除いて清掃センターに自己搬入する。また、「灰」は、可燃ごみとして処理するので、火気がない状態で清掃センターに自己搬入する。また、家庭のマッサージチェアは、清掃センターに年1台まで自己荷降ろしで自己搬入可とする。
- ※土石類、剪定くず、引っ越しごみ、一時多量ごみは、市で収集を行わないので、排出者自らが各施設に搬入するか、許可業者に依頼する。
- ※各施設で処理できない処理困難物（ガスボンベ、消火器、単車、自動車・単車のタイヤ、薬品など）は、排出者の自己責任において販売店等に相談し処理する。
- ※家屋解体ごみは、自己解体・自己搬入する場合に限り、家庭ごみとして取り扱う。ただし、埋立系廃材については、1世帯あたり年間1トンの搬入制限がある。
- なお、火災などの被災により出た場合であって、被災者による所定の減免申請があったときは、手数料の免除を行い、年間1トン制限対象外とする。
- ※家庭系パソコンを廃棄する場合は、従来どおり製造メーカーが明らかな場合は各メーカーに、製造メーカーが不明な場合については、一般社団法人パソコン3R推進協会に問合せの上、適正に処理することを原則とするが、小型家電リサイクル制度による国の認定事業者が小型家電として取り扱うことができる場合は、清掃センターへの自己搬入を可とする。
- ※特定家庭用機器については、市による収集及び清掃センターでの処分は行わない。家電販売店に依頼、若しくは特定家庭用機器廃棄物の荷下ろし場所への運搬（自己搬入若しくは許可業者）による方法とする。

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物及び産業廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分等	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やすごみ	排出者 及び 許可業者	市（直営・委託）	焼却	市（直営・委託）	焼却灰は埋立
資源ごみ		市（直営・委託）	資源化 古紙類、布類 アルミ缶、スチール缶、びん (無色、茶、その他)	再生資源業者	資源化
不燃ごみ		市（直営・委託）	選別後、破碎系は破碎し、金属は回収資源化、可燃物は焼却	市（直営・委託）	不燃物は埋立

大型ごみ	市（直営・委託）	破碎・切断後、金属は回収資源化、可燃物は焼却	市（直営・委託）	不燃物は埋立
------	----------	------------------------	----------	--------

※産業廃棄物（紙くず、木くず）については、各々月8トンまで各施設にて受入れ処理する。

※使用済み紙おむつの受入れは、医療法に規定する病院以外から排出されたものに限る。

※一般家庭及び公共の場所の清掃において排出される燃やすごみ（プラスチックごみ、プラスチックテープ・ひも類）、大型ごみ（大型プラスチック）、プラスチック製容器包装を市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が搬入する場合は、1業者につき1月当たり200キログラムの搬入制限がある。

※事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

※排出者自らが処理出来ない場合には、減量化・資源化に努め、分別を徹底し、排出者が自ら市の施設へ搬入するか、または、市が許可した一般廃棄物処理業者に委託し、適正な処理を行うものとする。

※資源ごみ（古紙類を除く）、不燃ごみ及び大型ごみ（木くず及び木製品・畳等を除く）については、新居浜市ごみ処理施設等搬入管理要綱に基づく搬入禁止物以外で一般家庭のものと同様な性状、量のものに限る。

（3）ごみ処理手数料

一般家庭から排出されるごみ、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物の自己搬入は、50キログラム500円、10キログラム超過ごとに100円の有料とする。

戸別収集の大型ごみは、1点200円とする。

6 一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可

(1) 新規許可停止

一般廃棄物処理業（収集運搬業）の新規許可については、従来、事前に事業計画等を聴取したうえ、適正と判断できる場合には、許可を行ってきたところであるが、平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」により示された平成26年1月28日付け最高裁判決においては、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えで判断され、「仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。当該判決は、これまで6.19通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。」趣旨が示された。

現に、本市で発生する一般廃棄物の収集運搬は既存業者で充足されているため、新たな許可を付与する必要性はないものと判断するに至り、一般廃棄物処理業（収集運搬業）の新規許可は行わない。

なお、一般廃棄物処分業については、既存業者の事業への影響が少なく、ごみ減量・リサイクルの推進等の観点で本市のごみ処理基本計画の趣旨に沿った事業が行える場合には新規許可の対象となる。

(2) 変更許可による収集運搬車両増車の原則停止

平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について（通知）」に基づき、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、新居浜市域におけるごみ処理の需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるため、変更許可による収集運搬車両の増車は原則停止する。

ただし、既存車両の代替車、業務効率化のための増車など、既存の許可業者の事業への影響がないことが確認できた場合はこの限りではない。